

令和7年度における情報公開法の施行の状況について
(行政機関情報公開法)

令和8年9月

総務省行政管理局
調査法制課法制管理室

目 次

◎ 令和7年度における行政機関情報公開法の施行の状況について	1
Ⅰ 調査の目的	1
Ⅱ 対象機関	1
Ⅲ 対象期間	2
Ⅳ 調査の結果	2
1 開示請求の件数	2
2 開示決定等の状況	3
3 審査請求の件数と処理の状況	8
4 手数料の減免	15
(別表) 調査対象期間(令和7年4月1日～令和8年3月31日)後における 行政機関の組織改編	16

<資料>

◎ 行政機関別内訳表(資料1)	17
1 開示請求の件数等	18
2 開示決定等の件数	19
3 延長手続の状況	20
4 不開示理由の内訳	21
5 不開示情報(法第5条各号該当)の内訳	22
6 存否応答拒否の内訳	23
7 その他の内訳	24
8 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	25
9 審査請求の新規申立て状況	26
10 審査請求の件数と処理状況	27
11 裁決の状況	28
12 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間	29
13 審査請求を受けてから審査会に諮問をするまでの期間	30
14 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間	31
15 審査会における審査状況	32
16 開示実施手数料の減免の状況	33

◎ 事例表	34
(1) 主な開示請求の内容(資料2)	35
(2) 開示決定等の期限関係	
○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料3)	38
○ 法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)	40
○ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料5)	41
(3) 期限の特例規定適用事案関係	
○ 調査対象年度に行った開示決定等のうち、法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したもの(資料6)	43
(4) 審査請求事案の処理日数関係	
○ 調査対象年度に審査会に諮問した事案のうち、審査請求を受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料7)	45
○ 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの(資料8)	47
○ 調査対象年度に行った裁決のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けてから裁決までに60日超を要したもの(資料9)	48
○ 調査日現在、答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過しているもの(資料10)	49

(注) 本文及び表で用いた「0.0」は、その比率が表章単位に満たないものを示す。

令和 7 年度における行政機関情報公開法の
施行の状況について

令和7年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

令和8年9月

総務省行政管理局

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関の全て（51 機関）

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（8 機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、船舶活用医療推進本部、認知症施策推進本部、人工知能戦略本部、人事院、デジタル庁及び復興庁

（注）事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、下線を付した各機関については内閣官房の内数として、また、二重下線を付した各機関については内閣府の内数として整理した。内数として整理した機関数については、上記の対象機関数からは除いている。

第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（9 機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁

第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（31 機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1 機関）

＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞

警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（1 機関）

＜法務省に置かれる特別の機関＞

検察庁

第6号 会計検査院

（注）調査対象期間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）後における行政機関の組織改編については、本文末の別表参照。

Ⅲ 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの状況について、令和8年3月31日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は令和8年3月31日時点のものである。）

Ⅳ 調査の結果

1 開示請求の件数

（1）令和7年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表1のとおり233,887件であり、令和6年度に比べて18,462件増加している。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、214,349件（91.6%）が本省庁以外での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別でみると、窓口に来所又は郵送によるものが225,424件（96.4%）、オンラインによるものが8,463件（3.6%）となっている。

各調査項目に係る行政機関別内訳については、資料1を参照（以下同じ。）。

表1 開示請求の件数

（単位：件、%）

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本省庁	その他	来所・郵送	オンライン
令和7年度 (比率)	233,887 (100)	19,538 (8.4)	214,349 (91.6)	225,424 (96.4)	8,463 (3.6)
令和6年度 (比率)	215,425 (100)	19,908 (9.2)	195,517 (90.8)	208,034 (96.6)	7,391 (3.4)

（2）主な開示請求の内容について、開示請求件数が多い上位5機関の状況をみると表2のとおりとなっている。

表2 開示請求件数が多い上位5機関の件数及び主な内容

（単位：件）

行政機関名	開示請求件数	主な開示請求の内容
法 務 省	174,444	不動産登記の受付状況に関する文書（不動産登記受付帳）（150,870）
国土交通省	25,715	土木工事等の設計書に関する文書（10,611）
厚生労働省	11,657	医薬品・医療機器の承認関係に関する文書（3,914）
国 税 庁	5,352	裁決書（2,059）
防 衛 省	5,023	自衛隊・米軍施設等の工事等に関する文書（1,840）

（注）各行政機関の主な開示請求の内容については、資料2を参照。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

令和7年度には、表3のとおり、221,692件の決定がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）がされたものが217,847件（98.3%）、不開示決定がされたものが3,845件（1.7%）となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが25,431件（11.5%）、一部を開示する決定がされたものが192,416件（86.8%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中には、法第7条に基づく公益裁量開示（不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの）が6件（0.0%）含まれている。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、8,343件（3.8%）となっている。

表3 開示決定等の件数

(単位：件、%)

	開示決定等				
	計	開示決定			不開示決定
		小計	全部を開示	一部を開示	
令和7年度 (比率)	221,692 (100)	217,847 (98.3)	25,431 (11.5)	192,416 (86.8)	3,845 (1.7)
令和6年度 (比率)	202,524 (100)	198,940 (98.2)	25,912 (12.8)	173,028 (85.4)	3,584 (1.8)

(注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は6件（令和6年度は0件）、開示実施の申出がなかったものは8,343件（令和6年度は7,185件）である。

(2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 行政機関の長は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならない（法第10条第1項）が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている（同条第2項）。また、③開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内（具体の期限については開示請求者に通知）に開示決定等をすれば足りることとされている（法第11条）。

令和7年度において開示決定等がされた221,692件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが199,854件（90.1%）、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが14,971件（6.8%）、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが6,610件（3.0%）となっている。

表4 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

	開示決定等 件数	延長手続を採らな かったもの		延長手続を採った もの（法第10条第 2項）		期限の特例規定を 適用したもの（法 第11条）		合計	
		期限内 に決定 がされ たもの (a)	期限 を超 過し たもの (b)	期限内 に決定 がされ たもの (c)	期限 を超 過し たもの (d)	期限内 に決定 がされ たもの (e)	期限 を超 過し たもの (f)	期限内に決 定がされた もの (a+c+e)	期限を超 過したもの (b+d+f)
令和7年度 (比率)	221,692 (100)	199,854 (90.1)	115 (0.1)	14,971 (6.8)	106 (0.0)	6,610 (3.0)	36 (0.0)	221,435 (99.9)	257 (0.1)
令和6年度 (比率)	202,524 (100)	185,302 (91.5)	137 (0.1)	11,843 (5.8)	183 (0.1)	4,967 (2.5)	92 (0.0)	202,112 (99.8)	412 (0.2)

なお、期限までに開示決定等がされなかったものについては、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日を過ぎて決定されたものが115件、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎて決定されたものが106件、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎて決定されたものが36件の計257件（0.1%）となっている。

また、調査日現在、処理中の事案のうち、延長手続が採られることなく開示請求があった日から30日が過ぎているもの、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎているもの、法第11条の期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎているものは、いずれもみられなかった。

これらを行政機関別にみると、期限までに開示決定等がされなかったものは表5のとおりとなっている。

関係行政機関では、期限までに開示決定等がされなかった理由について、対象文書が大量であったこと、開示・不開示の審査に慎重な検討を要したこと、第三者意見照会や協議先課室における確認などに時間を要したこと、担当課室に多くの開示請求が集中し、また、開示請求以外の業務也多忙であったこと、事案管理等の事務処理に誤りがあったことなどを挙げている。また、再発防止策として、事務処理についての的確な見通しを立てることができるよう情報公開窓口と担当部局との連携を強化し進行管理を徹底する、文書の量や作業の見直しに応じて柔軟に体制強化や分担の見直しを行う、複数名での事務処理の確認などを挙げている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、開示決定等の進行管理が徹底されるように努める。

表5 期限までに開示決定等がされなかったものの行政機関別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの

(単位：件)

行政機関名	件数
宮 内 庁	1
消 防 庁	1
法 務 省	3
国 税 庁	1
文 部 科 学 省	2
厚 生 労 働 省	104
林 野 庁	2
国 土 交 通 省	1
計	115

(注) 各事案の概要については、資料3を参照。

② 法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの

(単位：件)

行政機関名	件数
こ ども 家 庭 庁	1
文 部 科 学 省	4
厚 生 労 働 省	100
環 境 省	1
計	106

(注) 各事案の概要については、資料4を参照。

③ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの

(単位：件)

行政機関名	件数
宮 内 庁	1
デ ジ タ ル 庁	1
法 務 省	26
外 務 省	3
文 部 科 学 省	1
厚 生 労 働 省	3
環 境 省	1
計	36

(注) 各事案の概要については、資料5を参照。

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案6,646件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものは638件あった。

関係行政機関では、1年超を要した理由について、対象文書が著しく大量であり、不開示情報該当性の精査に時間を要したこと、担当課が恒常的に多忙であり、また、同時期に多数の開示請求があったこと、機微な性質に鑑み慎重な判断を要したことなどを挙げている。

(注) 1年超を要したものの638件の概要については、資料6を参照。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表6のとおり、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものなどがある。

表6 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
令和7年度 (比率)	196,261	192,770 (98.2)	4,406 (2.2)	348 (0.2)	278 (0.1)
令和6年度 (比率)	176,612	173,280 (98.1)	3,872 (2.2)	461 (0.3)	254 (0.1)

(注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」と一致しない場合がある。内訳欄の比率は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」を100とした場合の比率である。

2 「その他」は、開示請求書における形式上の不備、法の適用除外又は開示請求権の濫用を理由とするものである（「その他」の内訳については下記ウ及び表8参照）。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの192,770件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表7のとおり、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否（法第8条）によるもの348件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）が最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

表7 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当（比率）		存否応答拒否（比率）	
		192, 770		348	
内訳	第1号 個人に関する情報	167, 443	(86. 9)	192	(55. 2)
	第1号の2 匿名加工情報等	255	(0. 1)	9	(2. 6)
	第2号 法人等に関する情報	146, 673	(76. 1)	122	(35. 1)
	第3号 国の安全等に関する情報	1, 707	(0. 9)	14	(4. 0)
	第4号 公共の安全等に関する情報	6, 234	(3. 2)	38	(10. 9)
	第5号 審議、検討等に関する情報	1, 917	(1. 0)	2	(0. 6)
	第6号 事務又は事業に関する情報	11, 749	(6. 1)	62	(17. 8)

(注) 1 件の決定において複数の不開示情報の区分に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示情報に該当」及び「存否応答拒否」件数と一致しない場合がある。内訳欄の比率は最上欄の件数を100とした場合の比率である。

ウ 表6の不開示理由の「その他」278件の内訳をみると、表8のとおり、開示請求に係る対象文書の特定が不十分であるなどの開示請求の形式上の不備を理由とするもののほか、法の適用除外を理由とするものがある。

なお、開示請求権の濫用を理由とするものはなかった。

表8 「その他」を理由とするものの内訳

(単位：件、%)

	その他					法の適用除外	開示請求権の濫用
		形式上の不備					
		対象文書の特定不十分	その他				
令和7年度 (比率)	278	229	97 (42.4)	134 (58.5)	50	0	
令和6年度 (比率)	254	211	114 (54.0)	102 (48.3)	65	2	

(注) 1 1 件の決定において複数の事由に該当するものがあるため、各内訳を集計した件数と合計の値が一致しない場合がある。

2 「形式上の不備」の内訳欄の比率は「形式上の不備」件数を100とした場合の比率である。

(4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、①当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができるとされ（法第13条第1項（任意的意見聴取））、②公益上の理由により開示しようとするときには、当該機会を与えなければならないこととされている（同条第2項（必要的意見聴取））。

また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置き、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないこととされている（法第13条第3項）。

令和7年度において第三者に対して意見書の提出の機会を付与した事案は、表9のとおり、法第13条第1項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（任意的意見聴取）が2,134件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが1,778件あり、法第13条第2項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（必要的意見聴取）が4件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが1件あった。

表9 第三者に対する意見書提出の機会の付与等の状況

(単位：件、%)

	法第13条第1項に基づき意見書の提出の機会を付与 (任意的意見聴取)				法第13条第2項に基づき意見書の提出の機会を付与 (必要的意見聴取)			
		意見書の提出				意見書の提出		
			反対する旨の意見書				反対する旨の意見書	
			3項通知				3項通知	
令和7年度 (比率)	2,134 (100)	2,011 (94.2)	1,778 (83.3)	1,738 (81.4)	4 (100)	4 (100)	1 (25.0)	0 (－)
令和6年度 (比率)	2,504 (100)	2,343 (93.6)	2,105 (84.1)	2,050 (81.9)	1 (100)	0 (－)	0 (－)	0 (－)

(注) 「3項通知」は、意見書の提出の機会を付与した第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された事案のうち、開示決定を行い、法第13条第3項の規定に基づき当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知したものの件数である。

3 審査請求の件数と処理の状況

(1) 審査請求の件数

ア 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長（法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員が処分庁又は不作為庁である場合には、当該処分庁又は不作為庁の最上級行政庁である行政機関の長）に対し、審査請求をすることができる。

令和7年度には、表10のとおり、3,217件の審査請求が行われている。

表10 審査請求の件数

(単位：件)

	審査請求の件数
令和7年度	3,217
令和6年度	2,381

イ 審査請求の理由をみると、表11のとおり、不作為に対する不服が最も多く、1,716件となっており、次いで、不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する不服が1,060件となっている。また、行政文書の特定に対する不服が767件となっている。

表11 審査請求の理由

(単位：件)

	開示請求者からの審査請求		第三者からの審査請求		計
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する審査請求	不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服、行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服等	1,060		—	1,060
開示決定に対する審査請求	行政文書の特定に対する不服（開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど）	767	自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服	2	769
その他の審査請求	不作為に対する不服	1,716		—	1,929
	上記以外	213			

(注) 1件の審査請求において複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表における件数の合計値は、表10の審査請求の件数とは一致しない場合がある。

(2) 審査請求の処理状況

審査請求を受けた行政機関の長は、①審査請求が不適法で却下する場合、②裁決で審査請求の全部を認容し当該審査請求に係る行政文書の全部を開示する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている（法第19条第1項）。

(注) 会計検査院を除く行政機関の長は、総務省情報公開・個人情報保護審査会、会計検査院の長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされている。令和7年度は、会計検査院の長が受け付けた審査請求事案は12件あり、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問は9件、答申は1件行われている。

令和7年度において行政機関の長が処理すべき審査請求事案は、同年度に行われた3,217件及び令和6年度から持ち越された5,353件の計8,570件となっている。

この8,570件について、その処理状況をみると、表12のとおり、裁決が行われ処理済みとなっているものが3,466件（40.4%）、取下げが50件（0.6%）、処理方針を検討中である、審査会に諮問中であるなどにより令和8年度に処理を持ち越しているものが5,054件（59.0%）となっている。

(注) 「審査請求事案」には改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て及び審査請求を含み、また、「裁決」には改正前の同法に基づく裁決及び決定を含む（以下同じ）。

表12 審査請求の件数と処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき件数			処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)			
		新規審査 請求件数	前年度か らの持ち 越し件数			処理方針の 検討中、審査 会への諮問 準備中等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、裁 決の準備 中	
令和7年度 (比率)	8,570 (100)	3,217	5,353	3,466 (40.4)	50 (0.6)	5,054 (59.0)	2,193 (25.6)	2,557 (29.8)	304 (3.5)
令和6年度 (比率)	7,866 (100)	2,381	5,485	2,453 (31.2)	35 (0.4)	5,378 (68.4)	3,130 (39.8)	1,982 (25.2)	266 (3.4)

(注) 1 「処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等」には、不適法な審査請求であるなど審査会への諮問を要しない事案について裁決の準備をしているものを含む。

2 令和6年度に審査請求がされた段階では1件としていた事案を令和7年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の審査請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、令和7年度の「前年度からの持ち越し件数」と令和6年度の「処理中(次年度に持ち越し)」の件数は一致しない場合がある。

(3) 裁決の状況

ア 令和7年度に処理済みとされた3,466件についてみると、表13のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったものが1,461件、審査会に諮問しないで裁決を行ったもの(審査請求が不適法であること等により審査会に諮問する必要がなかったもの)が2,005件となっている。

裁決の内訳をみると、審査請求に理由がないとして棄却したものが1,048件(30.2%)、審査請求に理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの(審査請求の認容又は一部認容)が計250件(7.2%)、審査請求が不適法であるとして却下したものが1,994件(57.5%)となっている。

なお、令和7年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決を行ったものが2件あった。

表13 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

	棄却	認容	一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	—	11	—	1,994	0	2,005
審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	1,048	26	213	—	174	1,461
計 (比率)	1,048 (30.2)	37 (1.1)	213 (6.1)	1,994 (57.5)	174 (5.0)	3,466 (100)

(注) 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」には諮問を取り下げたものを含む。

イ 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表14のとおり、2年を超える期間を要したものが943件(27.2%)となっている。

表14 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

	裁決 件数	1年以内	1年超 2年以内	2年超
令和7年度 (比率)	3,466 (100)	2,083 (60.1)	440 (12.7)	943 (27.2)
令和6年度 (比率)	2,453 (100)	1,476 (60.2)	482 (19.6)	495 (20.2)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的とし、審査請求事案はできる限り速やかに処理されることが求められている。

このため、行政機関における審査請求事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行った。これにより、審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については審査請求を受けてから30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り90日以内に行い、また、答申後の裁決については、原処分を妥当とする答申などにあつては30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り60日以内に行うこととしている。

令和7年度に審査会に諮問した2,152件について、審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表15のとおり、90日を超えているものが1,236件(57.4%)となっている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としているもの2,193件をみると、審査請求を受けてから既に90日を経過しているものが1,769件(80.7%)となっている。

表15 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問した件数		処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数	
		うち審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したものの		うち審査請求を受けてからの経過日数が90日を超過しているもの
令和7年度 (比率)	2,152 (100)	1,236 (57.4)	2,193 (100)	1,769 (80.7)
令和6年度 (比率)	1,980 (100)	1,051 (53.1)	3,130 (100)	2,884 (92.1)

審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した1,236件及び調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等で、審査請求を受けてから既に90日を超過している1,769件を行政機関別にみると、表15-①及び表15-②のとおりとなっている。

関係行政機関では、これらの理由について、過去に受けた大量の審査請求への対応が残っていること、複数の関係部署や他の行政機関等との意見調整や検討が必要なことなどから、原処分の精査・検討及び事実関係の確認に時間を要したこと、担当課室において所管業務や他の多数の開示請求及び審査請求の対応が著しく多忙であったことなどを挙げている。

また、再発防止策として、類似内容の審査請求についてまとめて手続を行うなど事務処理の効率化を図る、情報公開窓口と担当課室との連携を強化し進行管理を徹底する、関係職員間における情報や認識共有の徹底、担当課室における体制の強化等を図る、情報公開窓口から担当課にノウハウを活かした必要なサポートを行うなどを挙げている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

表15-① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	件数
金 融 庁	1
こども家庭庁	5
法 務 省	137
出入国在留管理庁	2
外 務 省	39
厚 生 労 働 省	52
経 済 産 業 省	1
特 許 庁	57
国 土 交 通 省	31
観 光 庁	1
防 衛 省	910
計	1,236

(注) 各事案の概要については、資料7を参照。

表15-② 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
カジノ管理委員会	14
消 費 者 庁	4
法 務 省	34
外 務 省	32
財 務 省	4
厚 生 労 働 省	11
特 許 庁	52
国 土 交 通 省	16
防 衛 省	1,602
計	1,769

(注) 各事案の概要については、資料8を参照。

エ 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表16のとおり、審査会の答申を受けて令和7年度に裁決を行った1,461件のうち、60日を超えているものが141件（9.7%）となっている。

また、調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である304件のうち、答申を受けてから既に60日を経過しているものが117件（38.5%）となっている。

表16 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

（単位：件、%）

	審査会の答申を受けて 裁決を行った件数		審査会の答申を受けて 裁決の準備中である件数	
		うち答申を受けてから 裁決まで60日超を要し たもの		うち答申を受けてから の経過日数が60日を 超過しているもの
令和7年度 （比率）	1,461 （100）	141 （9.7）	304 （100）	117 （38.5）
令和6年度 （比率）	1,268 （100）	78 （6.2）	266 （100）	115 （43.2）

審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要した141件及び調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超えている117件を行政機関別にみると、表16-①及び表16-②のとおりとなっている。

関係行政機関では、これらの理由について、担当課室において所管業務や他の多数の審査請求の対応が著しく多忙であったこと、答申内容への精査・検討に時間を要したことなどを挙げている。また、再発防止策として、情報公開窓口から担当課への連絡・情報共有等の連携の強化による進行管理の徹底、裁決に向けた検討等を進めるよう強く働きかけることなどを挙げている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

表16-① 審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要したもの

（単位：件）

行政機関名	件数
内閣官房	8
法務省	2
外務省	23
厚生労働省	26
経済産業省	2
特許庁	74
国土交通省	6
計	141

（注）各事案の概要については、資料9を参照。

表16-② 調査日現在、答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
カジノ管理委員会	1
外務省	106
厚生労働省	3
特許庁	7
計	117

(注) 各事案の概要については、資料10を参照。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、表17のとおり、令和7年度に新たに諮問を受けた1,568件及び令和6年度からの持ち越し事案1,378件の計2,946件から、途中で取り下げられた77件を除いた計2,869件の諮問事案に対し、1,073件の答申を行っている。この1,073件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した行政機関の長）の開示・不開示の判断を妥当としたものが920件（85.7%）、一部妥当でないとしたものが125件（11.6%）、妥当でないとしたものが28件（2.6%）となっている。

表17 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	審査会	新規諮問 件数	前年度か らの持ち 越し件数	計	答申 件数	答申類型			取下げ 件数	次年度に持 ち越した件 数
						諮問庁の判 断は妥当で あるとした もの	諮問庁の判 断は一部妥 当でないと したもの	諮問庁の判 断は妥当 でないとし たもの		
令和7年度	総務省	1,559	1,377	2,936	1,072	919	125	28	77	1,787
	会計検査院	9	1	10	1	1	0	0	0	9
	計 (比率)	1,568	1,378	2,946	1,073 (100)	920 (85.7)	125 (11.6)	28 (2.6)	77	1,796
令和6年度	総務省	1,490	1,064	2,554	1,149	868	204	77	28	1,377
	会計検査院	4	2	6	5	3	1	1	0	1
	計 (比率)	1,494	1,066	2,560	1,154 (100)	871 (75.5)	205 (17.8)	78 (6.8)	28	1,378

- (注) 1 諮問庁では、複数の審査請求事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合等があるため、表12の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」、表15の「審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」とは一致しない場合がある。
- 2 答申類型は、原則として諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。
- 3 本表は、総務省情報公開・個人情報保護審査会（会計検査院に係る数値にあつては会計検査院情報公開・個人情報保護審査会）が取りまとめた数値による。

4 手数料の減免

法第16条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「令」という。)第14条第1項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けているとき等)は、行政機関の長は、開示請求1件につき2,000円を限度として当該手数料を減免することができることとされている。

この手数料の減免制度により、令和7年度には、表18のとおり、87件の申請があり、このうち66件について減免がされている。

なお、令第14条第4項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができることとされているが、令和7年度は減免された例はなかった。

表18 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

（単位：件）

	令第14条第 1 項による減免							令第14条 第 4 項に よる減免
	申請件数	減 免			減免を認 めなかつ たもの	審査中	取下げ	
		生活保護	その他					
令和 7 年度	87	66	10	56	15	5	1	0
令和 6 年度	49	40	14	26	8	1	0	0

(別表)

○ 調査対象期間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）後における行政機関の組織改編

旧機関名	異動	新機関名
国際博覧会推進本部	令和8年4月1日廃止	
—	令和8年7月31日新設	国家情報会議

(注) 本表は、令和8年9月1日現在で把握している状況を記載している。

行政機関別内訳表

(資料1)

1 開示請求の件数等

(単位:件)

行政機関名		新たに受け付けた件数				取下げ事案
		受付別		方法別		
		本省	その他	来所・郵送	オンライン	
内閣官房	212	212	0	212	0	12
内閣法制局	103	103	0	9	94	35
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	1	1	0	1	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0
人事院	1,982	1,981	1	1,982	0	0
内閣府	815	210	605	815	0	4
宮内庁	57	57	0	31	26	1
公正取引委員会	42	40	2	42	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	460	441	19	460	0	19
カジノ管理委員会	2	2	0	1	1	0
個人情報保護委員会	45	45	0	45	0	3
金融庁	166	166	0	166	0	8
消費者庁	69	69	0	69	0	1
こども家庭庁	39	39	0	39	0	4
デジタル庁	32	32	0	32	0	2
復興庁	19	19	0	19	0	2
総務省	737	602	135	737	0	66
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	45	45	0	45	0	1
法務省	174,444	1,367	173,077	174,444	0	622
出入国在留管理庁	419	179	240	419	0	8
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	3	3	0	3	0	0
検察庁	275	95	180	275	0	14
外務省	1,433	1,433	0	1,433	0	19
財務省	716	212	504	716	0	22
国税庁	5,352	401	4,951	3,981	1,371	19
文部科学省	297	295	2	297	0	10
スポーツ庁	8	8	0	8	0	0
文化庁	55	55	0	55	0	4
厚生労働省	11,657	6,851	4,806	8,037	3,620	909
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
農林水産省	1,122	308	814	1,122	0	0
林野庁	1,179	9	1,170	1,179	0	0
水産庁	94	94	0	94	0	0
経済産業省	305	111	194	291	14	14
資源エネルギー庁	83	83	0	74	9	2
特許庁	62	62	0	62	0	0
中小企業庁	8	8	0	7	1	3
国土交通省	25,715	502	25,213	22,448	3,267	1,369
運輸安全委員会	7	7	0	3	4	0
観光庁	10	10	0	3	7	3
気象庁	12	10	2	9	3	1
海上保安庁	60	26	34	38	22	3
環境省	437	140	297	437	0	16
原子力規制委員会	64	64	0	47	17	1
防衛省	5,023	2,920	2,103	5,023	0	475
防衛装備庁	188	188	0	188	0	22
会計検査院	33	33	0	26	7	7
計	233,887	19,538	214,349	225,424	8,463	3,738

(注)「検察庁」は、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁分の合計であり、最高検察庁、東京高等検察庁及び東京地方検察庁で受け付けたものを「本省庁受」とし、その他で受け付けたものを「その他受」とした。以下同じ。

2 開示決定等の件数

(単位:件)

行政機関名	開示決定等の件数						
		開示決定		(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	(開示決定したもののうち) 開示実施の 申出なし	不開示決定	
		全部を開示	一部を開示				
内閣官房	115	97	42	55	0	12	18
内閣法制局	45	13	8	5	0	2	32
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	1	1	1	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1,317	1,310	1,304	6	0	196	7
内閣府	797	756	429	327	0	15	41
宮内庁	39	37	16	21	0	7	2
公正取引委員会	41	31	16	15	0	1	10
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	437	401	151	250	0	29	36
カジノ管理委員会	3	2	1	1	0	0	1
個人情報保護委員会	69	41	15	26	0	14	28
金融庁	76	58	26	32	0	2	18
消費者庁	70	65	21	44	0	2	5
こども家庭庁	38	35	11	24	0	14	3
デジタル庁	27	26	8	18	0	1	1
復興庁	19	16	5	11	0	2	3
総務省	617	553	218	335	0	68	64
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	40	37	24	13	0	0	3
法務省	168,155	167,082	2,198	164,884	0	4,540	1,073
出入国在留管理庁	270	232	59	173	0	17	38
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	6	2	0	2	0	0	4
検察庁	175	118	26	92	0	1	57
外務省	1,368	1,183	658	525	0	311	185
財務省	370	287	88	199	6	14	83
国税庁	5,336	5,087	599	4,488	0	49	249
文部科学省	126	88	35	53	0	6	38
スポーツ庁	7	4	1	3	0	0	3
文化庁	36	28	4	24	0	0	8
厚生労働省	10,482	9,643	1,929	7,714	0	1,384	839
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	745	716	262	454	0	27	29
林野庁	816	805	438	367	0	7	11
水産庁	14	13	4	9	0	2	1
経済産業省	314	253	54	199	0	73	61
資源エネルギー庁	112	91	15	76	0	6	21
特許庁	63	51	36	15	0	3	12
中小企業庁	6	3	1	2	0	2	3
国土交通省	22,908	22,383	13,367	9,016	0	372	525
運輸安全委員会	7	6	4	2	0	0	1
観光庁	9	8	1	7	0	0	1
気象庁	17	16	10	6	0	1	1
海上保安庁	59	56	16	40	0	1	3
環境省	421	378	201	177	0	14	43
原子力規制委員会	70	42	14	28	0	6	28
防衛省	5,811	5,561	2,958	2,603	0	1,140	250
防衛装備庁	225	223	156	67	0	2	2
会計検査院	13	9	1	8	0	0	4
計	221,692	217,847	25,431	192,416	6	8,343	3,845

(注) 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

3 延長手続の状況

(単位:件)

行政機関名	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの			法第10条第2項による延長手続を採ったもの			法第11条の期限の特例を適用したもの			
			期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	1年超
内閣官房	115	74	74	0	21	21	0	20	20	0	6
内閣法制局	45	45	45	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1,317	1,315	1,315	0	2	2	0	0	0	0	0
内閣府	797	591	591	0	179	179	0	27	27	0	1
宮内庁	39	32	31	1	6	6	0	1	0	1	0
公正取引委員会	41	22	22	0	17	17	0	2	2	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	437	303	303	0	102	102	0	32	32	0	6
カジノ管理委員会	3	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0
個人情報保護委員会	69	31	31	0	21	21	0	17	17	0	0
金融庁	76	53	53	0	21	21	0	2	2	0	0
消費者庁	70	47	47	0	17	17	0	6	6	0	0
こども家庭庁	38	15	15	0	19	18	1	4	4	0	0
デジタル庁	27	6	6	0	15	15	0	6	5	1	0
復興庁	19	15	15	0	4	4	0	0	0	0	0
総務省	617	481	481	0	94	94	0	42	42	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	40	29	28	1	11	11	0	0	0	0	0
法務省	168,155	162,765	162,762	3	3,718	3,718	0	1,672	1,646	26	6
出入国在留管理庁	270	121	121	0	109	109	0	40	40	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	6	4	4	0	2	2	0	0	0	0	0
検察庁	175	88	88	0	80	80	0	7	7	0	0
外務省	1,368	287	287	0	80	80	0	1,001	998	3	88
財務省	370	246	246	0	61	61	0	63	63	0	0
国税庁	5,336	3,775	3,774	1	970	970	0	591	591	0	0
文部科学省	126	96	94	2	28	24	4	2	1	1	0
スポーツ庁	7	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0
文化庁	36	32	32	0	4	4	0	0	0	0	0
厚生労働省	10,482	5,296	5,192	104	4,512	4,412	100	674	671	3	59
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	745	641	641	0	101	101	0	3	3	0	0
林野庁	816	813	811	2	3	3	0	0	0	0	0
水産庁	14	8	8	0	6	6	0	0	0	0	0
経済産業省	314	188	188	0	85	85	0	41	41	0	0
資源エネルギー庁	112	47	47	0	26	26	0	39	39	0	0
特許庁	63	58	58	0	5	5	0	0	0	0	0
中小企業庁	6	3	3	0	2	2	0	1	1	0	0
国土交通省	22,908	20,185	20,184	1	2,676	2,676	0	47	47	0	0
運輸安全委員会	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	9	5	5	0	2	2	0	2	2	0	0
気象庁	17	16	16	0	1	1	0	0	0	0	0
海上保安庁	59	34	34	0	25	25	0	0	0	0	0
環境省	421	307	307	0	102	101	1	12	11	1	0
原子力規制委員会	70	44	44	0	17	17	0	9	9	0	4
防衛省	5,811	1,781	1,781	0	1,829	1,829	0	2,201	2,201	0	460
防衛装備庁	225	48	48	0	99	99	0	78	78	0	8
会計検査院	13	10	10	0	1	1	0	2	2	0	0
計	221,692	199,969	199,854	115	15,077	14,971	106	6,646	6,610	36	638

4 不開示理由の内訳

(単位:件)

行政機関名	全部又は一部を不 開示とした件数	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他
内閣官房	73	55	11	3	4
内閣法制局	37	1	32	0	5
原子力防災会議	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0
人事院	13	6	6	0	1
内閣府	368	321	67	4	1
宮内庁	23	20	9	0	0
公正取引委員会	25	20	8	4	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	286	250	27	6	3
カジノ管理委員会	2	1	1	0	0
個人情報保護委員会	54	27	13	14	0
金融庁	50	32	8	6	4
消費者庁	49	48	3	2	0
こども家庭庁	27	22	6	1	0
デジタル庁	19	18	1	0	0
復興庁	14	11	3	0	0
総務省	399	330	74	9	9
公害等調整委員会	0	0	0	0	0
消防庁	16	12	6	0	0
法務省	165,957	165,241	899	83	79
出入国在留管理庁	211	176	30	5	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0
公安調査庁	6	5	3	0	0
検察庁	149	90	47	14	27
外務省	710	710	180	4	4
財務省	282	230	77	0	8
国税庁	4,737	4,503	201	31	2
文部科学省	91	63	26	2	4
スポーツ庁	6	2	4	0	0
文化庁	32	26	7	0	0
厚生労働省	8,553	7,683	822	111	87
中央労働委員会	0	0	0	0	0
農林水産省	483	456	40	2	2
林野庁	378	362	16	1	0
水産庁	10	7	4	0	0
経済産業省	260	201	58	2	0
資源エネルギー庁	97	77	19	1	0
特許庁	27	13	16	0	0
中小企業庁	5	2	1	2	0
国土交通省	9,541	8,838	1,245	16	32
運輸安全委員会	3	2	1	0	0
観光庁	8	8	2	0	0
気象庁	7	6	1	0	0
海上保安庁	43	43	3	0	1
環境省	220	176	78	2	2
原子力規制委員会	56	28	36	0	0
防衛省	2,853	2,573	310	21	2
防衛装備庁	69	67	2	0	0
会計検査院	12	8	3	2	0
計	196,261	192,770	4,406	348	278

(注) 1件の開示決定等において複数の不開示理由に該当するものがある。

5 不開示情報(法第5条各号該当)の内訳

(単位:件)

行政機関名	不開示情報に該当							
		5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号
内閣官房	55	26	0	17	19	11	18	30
内閣法制局	1	0	0	0	0	0	0	1
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	6	3	0	0	0	0	0	5
内閣府	321	188	0	222	2	12	30	208
宮内庁	20	13	0	8	0	4	0	6
公正取引委員会	20	13	0	15	0	0	4	16
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	250	147	0	44	2	189	4	125
カジノ管理委員会	1	1	1	0	0	0	0	1
個人情報保護委員会	27	8	0	5	0	0	3	13
金融庁	32	11	0	21	0	0	3	23
消費者庁	48	27	1	25	0	1	1	26
こども家庭庁	22	20	0	15	0	0	1	15
デジタル庁	18	10	0	11	0	0	2	7
復興庁	11	7	0	6	0	1	0	3
総務省	330	233	0	234	2	68	8	126
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	12	8	0	5	0	0	3	5
法務省	165,241	148,115	18	127,050	27	588	77	778
出入国在留管理庁	176	68	0	19	41	53	25	155
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	5	2	0	1	0	1	0	1
検察庁	90	57	0	18	2	49	4	46
外務省	710	532	183	78	467	39	132	432
財務省	230	150	0	112	4	26	11	97
国税庁	4,503	3,780	0	3,941	17	24	55	3,560
文部科学省	63	36	0	12	1	1	16	28
スポーツ庁	2	2	0	1	0	0	1	1
文化庁	26	21	0	15	0	1	4	8
厚生労働省	7,683	6,663	13	5,669	15	4,257	138	1,045
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	456	322	0	321	1	3	69	188
林野庁	362	141	0	192	0	0	1	46
水産庁	7	3	0	4	0	0	1	4
経済産業省	201	94	0	163	3	12	10	84
資源エネルギー庁	77	58	0	64	0	2	6	27
特許庁	13	11	0	10	0	0	2	5
中小企業庁	2	2	0	2	0	0	0	2
国土交通省	8,838	5,081	37	6,869	15	633	989	3,715
運輸安全委員会	2	1	0	0	0	0	1	1
観光庁	8	6	0	4	0	0	1	5
気象庁	6	2	0	6	0	0	0	2
海上保安庁	43	30	0	7	1	31	1	9
環境省	176	85	2	81	4	3	8	71
原子力規制委員会	28	15	0	15	1	4	3	14
防衛省	2,573	1,434	0	1,371	1,033	220	265	794
防衛装備庁	67	15	0	19	49	0	13	13
会計検査院	8	2	0	1	1	1	7	8
計	192,770	167,443	255	146,673	1,707	6,234	1,917	11,749

(注) 1 「5条1号」は個人に関する情報、「5条1号の2」は行政機関等匿名加工情報等、「5条2号」は法人等に関する情報、「5条3号」は国の安全等に関する情報、「5条4号」は公共の安全等に関する情報、「5条5号」は審議、検討等に関する情報、「5条6号」は事務又は事業に関する情報について、それぞれ不開示情報として規定した行政機関情報公開法の規定を示す。

2 1件の開示決定等において複数の不開示理由に該当するものがある。

6 存否応答拒否の内訳

(単位:件)

行政機関名	存否応答拒否							
		5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号
内閣官房	3	2	0	0	1	0	0	1
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	4	3	0	0	0	0	0	1
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	4	2	0	4	0	0	0	4
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	6	3	0	0	0	3	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	14	3	0	14	0	0	0	14
金融庁	6	1	0	5	0	0	0	6
消費者庁	2	0	0	2	0	0	0	2
こども家庭庁	1	0	0	0	0	0	0	1
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	9	8	0	0	0	1	0	2
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	83	70	0	9	8	15	0	6
出入国在留管理庁	5	2	0	2	0	0	0	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	14	11	0	1	0	7	2	1
外務省	4	2	0	0	2	1	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	31	14	0	16	0	0	0	5
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	111	38	6	57	1	10	0	10
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	2	1	0	1	0	0	0	1
林野庁	1	1	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	2	0	0	2	0	0	0	0
資源エネルギー庁	1	0	0	1	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	2	0	0	2	0	0	0	0
国土交通省	16	8	3	3	0	0	0	3
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	2	1	0	2	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	21	19	0	1	2	1	0	2
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	2	1	0	0	0	0	0	2
計	348	192	9	122	14	38	2	62

(注) 1 「5条1号」は個人に関する情報、「5条1号の2」は行政機関等匿名加工情報等、「5条2号」は法人等に関する情報、「5条3号」は国の安全等に関する情報、「5条4号」は公共の安全等に関する情報、「5条5号」は審議、検討等に関する情報、「5条6号」は事務又は事業に関する情報について、それぞれ不開示情報として規定した行政機関情報公開法の規定を示す。

2 1件の開示決定等において複数の不開示理由に該当するものがある。

7 その他の内訳

(単位:件)

行政機関名			その他		情報公開法の適用除外	開示請求権の濫用
			形式上の不備			
			対象文書の特定不十分	その他		
内閣官房	4	3	1	2	1	0
内閣法制局	5	5	5	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0
人事院	1	1	0	1	0	0
内閣府	1	1	1	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	3	1	0	1	2	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0
金融庁	4	4	3	1	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0
総務省	9	9	7	3	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0
法務省	79	73	30	44	6	0
出入国在留管理庁	1	1	1	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0
検察庁	27	5	3	2	23	0
外務省	4	4	2	2	0	0
財務省	8	8	7	1	0	0
国税庁	2	2	2	0	0	0
文部科学省	4	4	4	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	87	84	12	72	3	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
農林水産省	2	2	2	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0
国土交通省	32	18	13	5	14	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	1	0	0	0	1	0
環境省	2	2	2	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0
防衛省	2	2	2	0	0	0
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0
計	278	229	97	134	50	0

(注) 1件の開示決定等において複数の事由に該当するものがある。

8 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(単位:件)

行政機関名	第三者に対する意見書提出の機会の付与等							
	13条1項に基づき意見書の提出の機会を付与 (任意的意見聴取)				13条2項に基づき意見書の提出の機会を付与 (必要的意見聴取)			
		意見書の提出		反対する旨の意見書 3項通知		意見書の提出		反対する旨の意見書 3項通知
内閣官房	1	1	1	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	7	7	6	6	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	3	3	3	3	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	25	17	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	2	2	2	2	0	0	0	0
金融庁	2	2	2	0	0	0	0	0
消費者庁	13	10	2	2	0	0	0	0
こども家庭庁	1	1	1	1	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	7	0	0	0	0	0	0	0
総務省	118	68	54	38	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	104	104	1	1	0	0	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	13	12	7	0	0	0	0	0
財務省	8	3	0	0	0	0	0	0
国税庁	5	5	2	2	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,710	1,685	1,656	1,656	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	19	16	3	2	1	1	1	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	1	1	0	0	0	0	0	0
経済産業省	66	48	33	23	0	0	0	0
資源エネルギー庁	19	19	2	2	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	1	1	1	0	0	0	0	0
国土交通省	1	1	1	0	3	3	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	2	2	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	6	3	1	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,134	2,011	1,778	1,738	4	4	1	0

(注) 「3項通知」は、意見書の提出の機会を付与した第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された事案のうち、開示決定を行い、法第13条第3項の規定に基づき当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知したものの件数。

9 審査請求の新規申立て状況

(単位:件)

行政機関名	新規審査請求件数					
		内容区分				
		不開示の決定に対する審査請求	開示する決定に対する審査請求			
			第三者から	開示請求者から		
内閣官房	32	12	0	14	16	0
内閣法制局	12	12	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0
内閣府	8	3	0	5	0	0
宮内庁	1	1	0	1	0	0
公正取引委員会	5	5	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	18	16	0	2	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	4	3	0	0	0	1
金融庁	8	1	0	7	0	0
消費者庁	6	5	1	0	0	0
こども家庭庁	3	3	0	0	0	0
デジタル庁	3	3	0	3	3	0
復興庁	2	1	0	1	0	0
総務省	23	22	0	23	0	1
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0
法務省	291	172	0	34	12	81
出入国在留管理庁	3	3	0	2	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0
検察庁	15	15	0	0	0	0
外務省	488	30	0	17	441	18
財務省	28	21	0	5	0	12
国税庁	25	22	1	2	0	0
文部科学省	15	13	0	1	0	1
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0
文化庁	2	1	0	0	1	0
厚生労働省	231	145	0	0	11	75
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
農林水産省	4	4	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0
水産庁	1	0	0	0	0	1
経済産業省	31	11	0	1	19	0
資源エネルギー庁	4	4	0	4	0	0
特許庁	24	22	0	2	0	0
中小企業庁	1	1	0	1	0	0
国土交通省	41	41	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0
観光庁	2	2	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0
環境省	81	60	0	59	0	22
原子力規制委員会	2	2	0	0	0	0
防衛省	1,791	397	0	581	1,210	0
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0
会計検査院	12	7	0	2	3	1
計	3,217	1,060	2	767	1,716	213

(注) 1 1件の開示決定等に対し、複数の審査請求が行われているものがある。

2 複数の内容に該当する場合は、それぞれに計上している。このため、各内容に該当するものの計は、新規審査請求件数と一致しない。

10 審査請求の件数と処理状況

(単位:件)

行政機関名	処理すべき件数			処理済 (裁決により処理 を終了した件数)	取下げ	処理中(次年度に持ち越し)			
	新規審査請求 件数	前年度からの 持ち越し件数				処理方針、審査 会への諮問準備 中等	審査会に諮問 中	審査会の答申 を受けて裁決の 準備中	
内閣官房	102	32	70	38	0	64	8	55	1
内閣法制局	12	12	0	1	1	10	0	10	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1	0	1	1	0	0	0	0	0
内閣府	15	8	7	6	0	9	3	6	0
宮内庁	1	1	0	0	0	1	0	1	0
公正取引委員会	5	5	0	0	0	5	3	2	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	30	18	12	13	7	10	0	9	1
カジノ管理委員会	15	0	15	0	0	15	14	0	1
個人情報保護委員会	7	4	3	2	0	5	1	4	0
金融庁	12	8	4	5	0	7	1	6	0
消費者庁	12	6	6	7	0	5	4	0	1
こども家庭庁	9	3	6	0	0	9	1	8	0
デジタル庁	6	3	3	0	0	6	0	6	0
復興庁	3	2	1	1	0	2	2	0	0
総務省	37	23	14	8	1	28	3	25	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	557	291	266	236	3	318	64	254	0
出入国在留管理庁	13	3	10	3	0	10	0	10	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	0	1	1	0	0	0	0	0
検察庁	25	15	10	6	0	19	6	13	0
外務省	760	488	272	532	1	227	40	79	108
財務省	38	28	10	12	0	26	16	9	1
国税庁	47	25	22	24	2	21	4	13	4
文部科学省	39	15	24	6	0	33	2	31	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	7	2	5	2	0	5	1	2	2
厚生労働省	452	231	221	129	15	308	58	234	16
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	5	4	1	1	0	4	0	4	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	3	1	2	2	0	1	0	1	0
経済産業省	59	31	28	28	17	14	8	6	0
資源エネルギー庁	17	4	13	10	0	7	1	6	0
特許庁	217	24	193	95	0	122	58	24	40
中小企業庁	1	1	0	0	0	1	1	0	0
国土交通省	196	41	155	62	2	132	21	103	8
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	3	2	1	0	0	3	0	1	2
気象庁	1	0	1	0	0	1	0	0	1
海上保安庁	1	0	1	1	0	0	0	0	0
環境省	119	81	38	89	0	30	25	5	0
原子力規制委員会	6	2	4	4	1	1	0	1	0
防衛省	5,721	1,791	3,930	2,136	0	3,585	1,848	1,619	118
防衛装備庁	1	0	1	0	0	1	0	1	0
会計検査院	14	12	2	5	0	9	0	9	0
計	8,570	3,217	5,353	3,466	50	5,054	2,193	2,557	304

11 裁決の状況

(単位:件)

行政機関名	裁決の 件数	審査会に諮問をしないで裁決を行ったもの				審査会に諮問し、裁決を行ったもの					
			認容	却下	その他		棄却	認容	一部認容	その他	(参考) うち審査会 の答申と異 なる裁決を 行ったもの
内閣官房	38	15	0	15	0	23	8	0	15	0	0
内閣法制局	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	6	0	0	0	0	6	4	0	2	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	13	0	0	0	0	13	13	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	2	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0
金融庁	5	0	0	0	0	5	4	0	1	0	0
消費者庁	7	1	0	1	0	6	3	0	3	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
総務省	8	3	3	0	0	5	4	0	1	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	236	166	1	165	0	70	58	4	8	0	0
出入国在留管理庁	3	0	0	0	0	3	2	0	1	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
検察庁	6	1	1	0	0	5	5	0	0	0	0
外務省	532	449	1	448	0	83	51	0	32	0	0
財務省	12	6	2	4	0	6	5	0	1	0	0
国税庁	24	2	0	2	0	22	22	0	0	0	0
文部科学省	6	0	0	0	0	6	4	0	2	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	2	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0
厚生労働省	129	16	1	15	0	113	58	8	47	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	2	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0
経済産業省	28	9	0	9	0	19	8	3	8	0	0
資源エネルギー庁	10	0	0	0	0	10	4	3	3	0	0
特許庁	95	6	0	6	0	89	82	0	7	0	2
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	62	21	2	19	0	41	18	5	18	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
環境省	89	4	0	4	0	85	85	0	0	0	0
原子力規制委員会	4	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0
防衛省	2,136	1,300	0	1,300	0	836	597	3	62	174	0
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	5	4	0	4	0	1	1	0	0	0	0
計	3,466	2,005	11	1,994	0	1,461	1,048	26	213	174	2

12 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	裁決の件数	審査請求を受けてから裁決するまでの期間		
		1年以内	1年超 2年以内	2年超
内閣官房	38	16	7	15
内閣法制局	1	1	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0
人事院	1	1	0	0
内閣府	6	3	2	1
宮内庁	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	13	12	1	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0
個人情報保護委員会	2	1	1	0
金融庁	5	5	0	0
消費者庁	7	1	6	0
こども家庭庁	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0
復興庁	1	0	1	0
総務省	8	6	2	0
公害等調整委員会	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0
法務省	236	128	71	37
出入国在留管理庁	3	0	3	0
公安審査委員会	0	0	0	0
公安調査庁	1	1	0	0
検察庁	6	5	1	0
外務省	532	460	9	63
財務省	12	12	0	0
国税庁	24	24	0	0
文部科学省	6	0	3	3
スポーツ庁	0	0	0	0
文化庁	2	0	0	2
厚生労働省	129	23	76	30
中央労働委員会	0	0	0	0
農林水産省	1	1	0	0
林野庁	0	0	0	0
水産庁	2	2	0	0
経済産業省	28	13	6	9
資源エネルギー庁	10	1	2	7
特許庁	95	7	2	86
中小企業庁	0	0	0	0
国土交通省	62	11	18	33
運輸安全委員会	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0
海上保安庁	1	1	0	0
環境省	89	68	21	0
原子力規制委員会	4	4	0	0
防衛省	2,136	1,272	207	657
防衛装備庁	0	0	0	0
会計検査院	5	4	1	0
計	3,466	2,083	440	943

13 審査請求を受けてから審査会に諮問をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	令和7年度に審査会に諮問した件数		処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等	
		90日超		90日超
内閣官房	18	0	8	0
内閣法制局	11	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0
内閣府	6	0	3	0
宮内庁	1	0	0	0
公正取引委員会	2	0	3	0
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	22	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	14	14
個人情報保護委員会	2	0	1	0
金融庁	8	1	1	0
消費者庁	1	0	4	4
こども家庭庁	8	5	1	0
デジタル庁	1	0	0	0
復興庁	0	0	2	0
総務省	21	0	3	0
公害等調整委員会	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0
法務省	241	137	64	34
出入国在留管理庁	9	2	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0
検察庁	9	0	6	0
外務省	77	39	40	32
財務省	12	0	16	4
国税庁	22	0	4	0
文部科学省	14	0	2	0
スポーツ庁	0	0	0	0
文化庁	1	0	1	0
厚生労働省	168	52	58	11
中央労働委員会	0	0	0	0
農林水産省	4	0	0	0
林野庁	0	0	0	0
水産庁	1	0	0	0
経済産業省	4	1	8	0
資源エネルギー庁	3	0	1	0
特許庁	66	57	58	52
中小企業庁	0	0	1	0
国土交通省	60	31	21	16
運輸安全委員会	0	0	0	0
観光庁	3	1	0	0
気象庁	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0
環境省	53	0	25	0
原子力規制委員会	1	0	0	0
防衛省	1,294	910	1,848	1,602
防衛装備庁	0	0	0	0
会計検査院	9	0	0	0
計	2,152	1,236	2,193	1,769

14 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	審査会の答申を受けて裁決を行ったもの		審査会の答申を受けて裁決の準備中	
		60日超		60日超
内閣官房	23	8	1	0
内閣法制局	1	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0
内閣府	6	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	13	0	1	0
カジノ管理委員会	0	0	1	1
個人情報保護委員会	1	0	0	0
金融庁	5	0	0	0
消費者庁	6	0	1	0
こども家庭庁	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0
復興庁	1	0	0	0
総務省	5	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0
法務省	70	2	0	0
出入国在留管理庁	3	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0
公安調査庁	1	0	0	0
検察庁	5	0	0	0
外務省	83	23	108	106
財務省	6	0	1	0
国税庁	22	0	4	0
文部科学省	6	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0
文化庁	2	0	2	0
厚生労働省	113	26	16	3
中央労働委員会	0	0	0	0
農林水産省	1	0	0	0
林野庁	0	0	0	0
水産庁	2	0	0	0
経済産業省	19	2	0	0
資源エネルギー庁	10	0	0	0
特許庁	89	74	40	7
中小企業庁	0	0	0	0
国土交通省	41	6	8	0
運輸安全委員会	0	0	0	0
観光庁	0	0	2	0
気象庁	0	0	1	0
海上保安庁	1	0	0	0
環境省	85	0	0	0
原子力規制委員会	4	0	0	0
防衛省	836	0	118	0
防衛装備庁	0	0	0	0
会計検査院	1	0	0	0
計	1,461	141	304	117

15 審査会における審査状況

(単位:件)

行政機関名	新規諮問件数	前年度 繰越件数	答申件数	(答申類型)			取下げ件数	未済件数
				諮問庁の判断は 妥当であるとした もの	諮問庁の判断は 一部妥当でないとし たもの	諮問庁の判断は 妥当でないとした もの		
内閣官房	18	60	22	16	6	0	1	55
内閣法制局	11	0	1	1	0	0	0	10
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	6	5	5	4	1	0	0	6
宮内庁	1	0	0	0	0	0	0	1
公正取引委員会	2	0	0	0	0	0	0	2
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	24	1	14	14	0	0	2	9
カジノ管理委員会	0	1	1	1	0	0	0	0
個人情報保護委員会	2	3	1	1	0	0	0	4
金融庁	8	3	5	4	1	0	0	6
消費者庁	1	6	7	3	4	0	0	0
こども家庭庁	7	1	0	0	0	0	0	8
デジタル庁	1	3	1	0	1	0	0	3
復興庁	0	1	1	1	0	0	0	0
総務省	18	7	3	3	0	0	0	22
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	217	47	32	30	0	2	5	227
出入国在留管理庁	9	3	2	2	0	0	0	10
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	1	1	1	0	0	0	0
検察庁	13	4	3	3	0	0	1	13
外務省	77	118	116	102	14	0	2	77
財務省	12	1	4	4	0	0	0	9
国税庁	25	16	25	24	0	1	3	13
文部科学省	13	22	5	5	0	0	0	30
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	1	4	3	3	0	0	0	2
厚生労働省	170	150	113	76	29	8	7	200
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	4	1	1	1	0	0	0	4
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	1	0	0	0	0	0	0	1
経済産業省	6	14	8	4	3	1	6	6
資源エネルギー庁	3	11	8	5	3	0	0	6
特許庁	40	15	35	30	3	2	0	20
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	60	77	36	34	0	2	3	98
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	3	0	2	2	0	0	0	1
気象庁	0	1	1	1	0	0	0	0
海上保安庁	0	1	1	1	0	0	0	0
環境省	29	31	55	55	0	0	1	4
原子力規制委員会	1	3	3	3	0	0	0	1
防衛省	776	765	557	485	60	12	46	938
防衛装備庁	0	1	0	0	0	0	0	1
小計 (総務省審査会関係)	1,559	1,377	1,072	919	125	28	77	1,787
会計検査院 (会計検査院審査会関係)	9	1	1	1	0	0	0	9
計	1,568	1,378	1,073	920	125	28	77	1,796

(注) 1 答申は、令和7年度中に行われたものであり、前年度までに諮問された事案に対するものを含む。また、中間答申は本表の答申件数に含めていない。

2 1件の諮問に対し分離して複数の答申を行っているもの、複数の諮問に対し1件に併合して答申しているものがあるが、本表では諮問件数に対応した件数で計上している。

3 答申類型は、原則諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

4 本表は、総務省情報公開・個人情報保護審査会(会計検査院に係る数値にあっては会計検査院情報公開・個人情報保護審査会)が取りまとめた数値による。

16 開示実施手数料の減免の状況

(単位:件)

行政機関名	施行令第14条第1項による減免の申請件数						施行令第14条第4項による減免の件数
	減免を認めたもの		減免を認めなかったもの	審査中	取下げ		
	生活保護	その他					
内閣官房	1	0	1	0	0	0	0
内閣法制局	1	0	1	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	6	6	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	2	2	0	0	0	0	0
金融庁	3	0	0	0	3	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	62	2	42	15	2	1	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0
財務省	8	0	8	0	0	0	0
国税庁	1	0	1	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	0	2	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	1	0	1	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0
計	87	10	56	15	5	1	

(注)「施行令第14条第4項による減免」とは、行政機関の長が、開示決定に係る行政文書について、一般に周知させることが適当であると認めるときに、開示実施手数料を減額又は免除することができるもの。

事例表

主な開示請求の内容

(資料2)

○主な開示請求の内容(資料2)

行政機関名	主な開示請求の内容	件数
内閣官房	人事に関する閣議書	71
人事院	国家公務員試験問題集	1,935
内閣府	工事の積算書及び工事の設計書に関する文書	240
法務省	不動産登記の受付状況に関する文書（不動産登記受付帳）	150,870
法務省	商業・法人登記の受付状況に関する文書（商業法人登記受付帳）	16,266
法務省	矯正施設の管理運営に関する文書	563
法務省	矯正施設の食料給与に関する文書	425
法務省	債権譲渡登記受付帳	134
出入国在留管理庁	入国・在留審査事務に関する文書	159
出入国在留管理庁	退去強制手続に関する文書	161
外務省	対アジア大洋州地域の外交に関する文書	333
外務省	対北米地域の外交に関する文書	263
外務省	採用試験問題に関する文書	257
外務省	対欧州地域の外交に関する文書	227
国税庁	裁決書	2,059
国税庁	抽出法人名簿（法人設立名簿）	1,155
国税庁	判決書	424
厚生労働省	医薬品・医療機器の承認関係に関する文書	3,914
厚生労働省	障害者雇用関係文書	1,049
厚生労働省	保険医療機関等の指導・監査に関する文書	480
厚生労働省	保険適用希望に関する文書	480
厚生労働省	届出受理医療機関名簿	289
農林水産省	農村振興に関する文書	807
農林水産省	獣医師国家試験に関する文書	179
林野庁	測量・建設コンサルタント業務の設計積算に関する文書	505
林野庁	治山工事の設計積算に関する文書	284
林野庁	林道工事の設計積算に関する文書	141
国土交通省	土木工事等の設計書に関する文書	10,611
国土交通省	業務報告書等に関する文書	1,896
国土交通省	積算基準に関する文書	1,590
国土交通省	建設業許可に関する文書	1,284
国土交通省	入札公告に関する文書	572
環境省	除染・被災建物等解体撤去等工事等に関する文書	240
防衛省	自衛隊・米軍施設等の工事等に関する文書	1,840
防衛省	自衛隊の駐屯地等における入札関係書類、契約書、仕様書等	822

行政機関名	主な開示請求の内容	件数
防衛省	採用試験問題に関する文書	744
防衛省	防衛省訓令等、防衛省内の規則類に関する文書	214
防衛省	自衛隊の国内外での活動に関する文書	108
防衛装備庁	入札、契約等に関する文書	150

（注）開示請求件数が100件以上の事案のほか、任意に報告されたものを掲載している。

事例表

開示決定等の期限関係

(資料3～5)

○延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの（資料3）

		超過日数	超過日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	超過した主な理由(○)、再発防止策(⇒)
宮内庁	1	17	17	【皇族の自動車運転免許証に関する文書】 ○開示決定通知の起案処理を失念していたため。 ⇒事案処理についての的確な見通しを立て、情報公開窓口と対象文書を保有する担当課との連携を強化し進行管理を行い、事務処理の漏れがないよう徹底する。
消防庁	1	7	7	【令和7年度の全国各本部の登録車両・部隊に関する文書】 ○事案の担当課室は緊急消防援助隊の運用等の災害対応業務を担当しており、当時、大船渡市及び今治市における林野火災への対応業務、当該火災に伴う「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の資料作成業務、国会質疑対応業務が連日発生し、著しく繁忙な状況にあったとともに、自課室における進捗確認及び期限管理が十分でなかったため。 ⇒情報公開請求への対応に当たっては、請求受付時に担当者及び処理期限を明確にするとともに、定期的な進捗確認を実施し、適切な期限管理を徹底する。また、業務が繁忙な場合であっても、課内で処理状況を共有し、組織的なフォローを行うことにより、法定期間内の処理を徹底する。
法務省	3	12	15	【令和8年1月分 商業登記受付帳及び法人登記受付帳】 ○開示決定に関する起案文書の作成を依頼していた職員に対して、本件請求書を渡し忘れたことから、起案文書が作成されず、開示決定期限を徒過していることに気づけなかったため。 ⇒請求書のコピーの管理漏れをなくすため、請求書コピーの管理表を作成し2名体制で管理している。また、情報公開担当職員は情報公開進行管理表を週一回確認し、開示決定期限が迫っている請求がないかを確認している。 【管内全登記所における令和7年4月分不動産登記受付帳等】 ○未処理である請求書を、誤って処理済みの請求書を保管する場所に混入してしまい、その後決裁に付すことも、後を引き継ぐことも失念していたことから、未処理の案件があることの発覚が遅れてしまったため。 ⇒未処理の請求書と処理済みの請求書が混在しないよう管理を徹底するとともに、定期的に管理簿の確認を行うことにより、未処理の請求書の見落とし防止を図る。また、期限超過事例を担当者間で共有し、同様の事案の再発防止を徹底する。
国税庁	1	13	13	【抽出法人名簿（令和7年4月設立法人）】 ○同一請求人から、毎月「抽出法人名簿（○年○月設立法人）」に係る開示請求書が郵送で提出されているところ、「抽出法人名簿（令和7年3月設立法人）」に係る実施方法等申出書とともに「抽出法人名簿（令和7年4月設立法人）」に係る開示請求書の提出を受けた際、実施方法等申出書と開示請求書が一つのクリアファイルに入れられ、郵便物の受付を担当した職員から開示請求の処理を担当する職員に引き継がれた。引き継ぎを受けた職員においては、実施方法等申出書の提出を受けた認識しか持たず、開示の実施に係る処理のみを行ったため、開示請求書の受付処理が行われず、処理漏れとなった（同請求人からの問合せにより処理漏れが発覚。その際、開示請求書は、上記クリアファイルに入れられたまま、処理済かつ編てつ待ちの実施方法等申出書として保管されていた。）。 ⇒郵便物について、同封物の確認を確実にを行うとともに、複数名で処理を実施する場合には、書類の受け渡しだけではなく、何の事務を引き継ぐのか明確に意思疎通を図った上で処理を進める。また、事務点検時には、未処理のものの点検だけでなく、処理済かつ未編てつものの中身を確認する。
文部科学省	2	3	5	【特定省庁からの照会に関する応答記録】 ○事案の担当課において、開示決定等に係る関係府省庁等との調整に想定以上の時間が必要となるなど、事案処理に時間を要したため。 ⇒担当課室においては、関係者間の調整に想定以上の時間を要する可能性を考慮することを含め、開示決定等期限を見据えた事案処理を進めることにより期限内に開示決定等する。また、情報公開窓口においては、担当課室との連携を強化し、事案の進捗管理を徹底する。 【特定展示の後援名義使用許可に関する文書】 ○当初においては法定期限内に開示決定の回答を行ったものの、法定期限超過後に開示資料に不足があったことが明らかになり再度書面を作成したことから、最終的な回答が法定期限を超過したため。 ⇒開示請求対象文書の確認において複数人での実施を徹底する。
厚生労働省	104	1	159	【国税と保険料の連携に関する文書】 ○開示請求に係る文書を保有する課において、開示請求業務以外の業務が多忙であったため。 ⇒請求が接到した当初から全体な見通しを立て、係内における情報共有を強化し、進捗管理を徹底する。 【令和6年6月1日現在の特自治体内民間企業の高年齢者雇用状況等報告提出企業一覧等】 ○情報公開窓口担当課においては、開示決定の期限を把握していたものの、当該事案の決定期限時期に多数の開示請求がなされており、その処理に追われ、当該事案の決定期限超過前に文書管理担当課に進捗状況の確認ができていなかった。 また、開示請求に係る文書を保有する課においては、担当者が1名で対応しており、請求時は年度初めであり、他業務に追われ、開示請求の事務処理を行うことができなかったことに加え、進行管理表を作成しておらず、組織的に開示決定等の期限を把握していなかったため。 ⇒情報公開窓口担当課においては、「受付管理簿」に基づく組織的な進捗管理を徹底する。具体的には、担当者から課長まで、1週間に1回、管理簿の決裁（閲覧）を行い、期限の1週間前までに、決定又は延長の決裁が回ってこなかった場合、開示請求処理担当部署に確認を行うこととした。 また、開示請求に係る文書を保有する課においては、情報公開窓口担当課が管理する「受付管理簿」とは別に、当該事案の開示請求処理担当においても、「行政文書開示請求受付簿」、「個人情報開示請求受付簿」を作成し、管理者まで、組織的に進捗管理を行うこととした。

		超過日数	超過日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	超過した主な理由(○)、再発防止策(⇒)
林野庁	2	1	57	【林道橋点検業務の設計に関する文書】 ○情報公開窓口担当者は、同時期に15件の開示請求の事務処理を行っていたが、対応中の案件と誤って完了済の案件を取り違えるなど、進捗管理が適切に行われていなかったことに加え、当該担当者以外に事務処理の進捗状況を確認する体制が不十分であったため。 ⇒個別の開示請求の受付から開示決定・開示に至る事務処理について進捗管理表を作成し、常時複数人で進捗状況の確認、更新をすることで、進捗管理の徹底を行い、開示決定超過の防止を図る。
国土交通省	1	1	1	【補助金交付決定通知書】 ○起案から法定期限までの期間が短かったことから、期限までに決裁が終了しなかったため。 ⇒決裁ルート上の職員のスケジュール、特に最終決裁者のスケジュールをよく確認し、余裕をもって決裁の起案をする。

○法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

		超過日数	超過日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	超過した主な理由(○)、再発防止策(⇒)
こども家庭庁	1	48	48	【特定団体が当庁に対して行った陳情、面談・レクチャー、返答書面などの記録、そのほか当該団体と直接やり取りした当庁の資料等一切】 ○開示決定に際し、開示文書の不開示情報の該当性など、判例・答申の例のみでは判断しきれず、様々な観点から内容の精査・検討を重ねる必要があり、時間を要したため。 ⇒事務処理についての的確な見通しを立て、期限までに十分な期間をもって起案を行う等進行管理を徹底する。
文部科学省	4	1	42	【障害者権利条約に関する対日審査に係る文書】 ○事案の担当課において、開示決定等に係る関係府省庁等との調整に想定以上の時間が必要となるなど、事案処理に時間を要したため。 ⇒担当課室においては、関係者間の調整を行うことを含め、開示決定等期限を見据えた事案処理により期限内に開示決定等するように努める。また、情報公開窓口においては、担当課室との連携を強化し、事案の進捗管理を徹底する。 【児童生徒性暴力等防止推進事業有識者委員会の議事録・配布資料】 ○事案の担当課の所管業務が著しく多忙であったことに加え、開示決定に際し、開示文書の不開示情報の該当性など内容の精査・検討に時間を要したため。 ⇒開示請求内容を早期に精査し、関係者への確認作業を速やかに行うなど、スケジュール管理を徹底し期限超過とならないよう進捗管理を行う。 【特定団体が行った陳情等に関する文書】 ○事案の担当課の所管業務が多忙であったことに加え、開示決定に際し、開示文書の不開示情報の該当性など内容の精査・検討に時間を要したため。 ⇒開示請求内容を早期に精査し、関係者への確認作業を速やかに行うなど、スケジュール管理を徹底し期限超過とならないよう進捗管理を行う。 【全国学力・学習状況調査のCBTでの実施に関する文書】 ○事案の担当課室が全国学力・学習状況調査を担当する課であり、4月から開始する調査の準備、自治体等との調整、報道等への対応で連日繁忙であったとともに、同時期に他の情報公開請求に係る事案の処理が集中したため。 ⇒事案処理についての的確な見通しを立てることができるよう、情報公開窓口と対象文書を保有する担当課との連携を強化し進行管理を徹底する。
厚生労働省	100	1	203	【保険適用希望書】 ○特定企業の情報が記載されており、法5条2号イの競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがあるかどうかの確認について、当該法人に照会し、督促をしたものの、開示期限までに当該法人から回答を得られなかったため。 ⇒意見照会の期限到達後には、企業に対し、速やかに督促を行う。また、それでも回答が得られない場合には、複数回に渡り督促を行うこととする。 【特定市の市政アドバイザーに関する文書等】 ○情報公開窓口担当部署において、開示決定等の期限を把握していたものの、開示請求に係る文書を保有する課との情報共有や連絡調整ができていなかったため。 ⇒情報公開窓口担当部署は、開示決定等の期限を踏まえて、期限超過とならないよう、関係部署との調整を速やかに行う。
環境省	1	15	15	【福島第一原発事故後に発生した指定廃棄物に関する文書】 ○開示決定期限前に開示決定に係る起案文書の決裁を終了したが、内容に誤りがあることが判明し、修正決裁を行ったため。 ⇒決裁起案の際には、慎重に内容確認を行う。

○法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの（資料5）

		超過日数	超過日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	超過した主な理由(○)、再発防止策(⇒)
宮内庁	1	238	238	【車両(自動車)に関する文書】 ○開示請求に係る文書の範囲が広く大量であり、また事案の担当課において業務の繁忙期であったことから事務処理に係る文書の特定・調整・検討等に時間を費やしてしまったため。 ⇒事案処理についての的確な見通しを立てることができるよう、情報公開窓口と事案の担当課との事務処理状況の管理と情報共有を徹底する。
デジタル庁	1	1	1	【生成AI利用環境「源内」と関連資料（プログラムの仕様書、操作マニュアル等）】 ○事案の担当課の業務多忙により、開示決定に係る決裁の起案が1営業日遅れたため。 ⇒情報公開窓口担当と対象文書を保有する担当との連携を強化し、余裕を持ったスケジュールを立てることにより期限を超過することがないように取り組む。
法務省	26	4	266	【管内全登記所における令和2年1月分の不動産登記受付帳等】 ○開示決定期限までに開示決定に係る決裁を完了したが、開示決定通知書等の作成を失念していた上、特例延長による開示決定期限の変更を見落としたことにより、通知書の作成及び発送をチェックする機会である発送時に、作成を失念したことが発覚しないまま期間が経過してしまったため。 ⇒決裁時に特例延長がされている旨を示したしおりを挟み、決裁終了後速やかに当該しおりを発送ボックスに格納することとし、通知書等の作成及び発送時の突合遺漏を防止する。 【各年度における管内事務概況】 ○国の機関及び地方公共団体に意見を聴く必要があり、意見照会を行ったところ、最終結論までに日数を要することとなったため。 ⇒事務処理についての的確な見通しを立てることができるよう、関係機関との連携を強化し進行管理を徹底する。
外務省	3	53	53	【浮島丸訴訟に係る文書等】 ○当該開示請求に係る行政文書1件当たりの量が数百ページと極めて大量であり、かつ、開示・不開示の審査等に慎重な検討と相当程度の時間が必要であったこと、また、2024年12月に韓国で非常戒厳令が発出されたこと等の影響により、担当課の業務が急増し、多忙を極める状況が続く、作業スケジュールに遅れが生じたため。 ⇒業務が急増する事態をも想定した余裕をもった開示作業スケジュールを組むことを前提としつつも、諸事情により作業に遅れが生じる場合には、速やかに人員態勢を強化する等して期限内の開示決定に努める。
文部科学省	1	57	57	【公立義務教育諸学校に関する文書】 ○開示請求の対象文書が19件と膨大であったことに加え、担当者が国会対応で多忙かつ、期間内に感染症によって1週間以上の休暇を取る必要が生じたことによって、資料の特定や、法5条1号の該当性の検討や判断に想定以上の時間がかかったため。 ⇒開示決定までの進捗管理表を作成し、担当者以外も含めて複数人で事務処理をフォローできる体制を構築する。
厚生労働省	3	15	57	【「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」に関する文書等】 ○事案の担当課は、新型コロナワクチン接種に係る対応を行っており、事務担当・関係係いずれも会議開催等の本務の傍らで膨大な開示請求に対応していることから、十分な進捗管理や事務処理を行うことができなかったため。 ⇒令和5年度以降は、事務補佐員1人の増員をし、課内で進捗の共有を行い、期限内の処理に努めている。
環境省	1	28	28	【令和6年度クマ類の出没に対応する体制構築およびクマ緊急出没対応業務請負業務に係る文書】 ○開示決定期限内に開示決定を行ったが、不開示部分に不備が見つかり、修正の開示決定を行ったため。 ⇒開示決定に際しては複数人で読み合わせを行い確認する。

事例表

期限の特例規定適用事案関係

(資料6)

○調査対象年度に行った開示決定等のうち、法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したものの(資料6)

		要した日数	要した日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	1年超を要した主な理由
内閣官房	6	730	883	【安全保障に関する文書】 ○担当課は業務多忙であるとともに開示請求に係る行政文書が著しく大量(最大で33,000枚程度)であり、開示・不開示判断の検討作業に時間を要したため。
内閣府	1	564	564	【東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の配布資料】 ○開示請求に係る行政文書が著しく大量であるとともに、開示・不開示の判断に慎重な判断が求められ、関係者への確認及び不開示情報該当性の精査に時間を要したため。
警察庁	6	465	465	【司法又は行政警察活動のためのAIシステムの開発及び利用に係る文書一切】 ○同一人により一定の期間に連続して大量の請求が行われ、対象文書の文書量が多く、特定の部署の業務負担が急激に増大したため。
法務省	6	486	630	【令和4年1月1日から開示請求日までの懲罰簿等】 ○開示請求の対象文書が約2,000枚と大量であることに加え、開示又は不開示の判断に時間を要したため。 【令和6年度に発出された特定刑事施設の内規全て】 ○開示請求の対象文書が約700枚と大量であることに加え、開示又は不開示の判断に時間を要したため。 【法務大臣宛て開示請求書で現存するもの全部】 ○開示請求の対象文書が2,200枚と大量であることに加え、開示又は不開示の判断に時間を要したため。
外務省	88	367	2,174	【湾岸紛争に関する文書等】 ○同一請求者から一度に多数の開示請求を受け、請求対象となる行政文書が著しく大量であったこと、昨今の国際情勢を受けて担当課の業務が極めて多忙な中、担当課及び関係先における開示・不開示の判断等に係る検討及び協議に相当程度時間を要したため。 【朴大統領狙撃事件に関する文書等】 ○担当課は、韓国に関する業務を所掌しており、恒常的に二国間関係に関する業務等で多忙であった。そのような中で、同一の請求者から本件を含む大量の開示請求を受けるとともに、それらの文書には二国間関係に影響し得る記載が多数含まれるなど、開示・不開示の決定に慎重な判断が求められたことから、決定に至るまでに時間を要したため。 【日英関係に関する文書等】 ○担当課は、西欧諸国22か国との外交関係に関する業務を所掌しており、首脳・外相会談等ハイレベル会合を頻繁に抱えるなど業務が恒常的に多忙であった。そのような中で、同一の請求者から一度に大量の行政文書ファイルの開示請求を受けたことは、同課の処理能力を遥かに超えるものであるとともに、開示請求を受けたファイルは作成時期が古く、取り扱いに慎重を期す必要があり、関係各所への確認にも時間を要したため。
厚生労働省	59	388	1,084	【本省等への軽微な報告 平成29年度～令和4年度(令和5年2月1日まで)】 ○対象文書が数千枚の分量及び複雑な内容の文書であったため、第三者意見聴取の際に第三者側に相当の検討期間を与える必要があったこと、また、第三者意見を踏まえた不開示箇所の検討に相当の時間を要したため。
原子力規制委員会	4	567	587	【放射線安全規制戦略的推進事業に関する文書及び航空機墜落事故に関する文書】 ○開示請求の対象文書が第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成っていたことから、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要したため。
防衛省	460	366	2,586	【自衛官等の募集に関する文書等】 ○開示請求の対象文書(開示決定等文書)が大量(最大で12,056枚)かつ1か月の間に開示請求が150件以上(多い月で560件以上)なされ、開示決定等についても月に210件以上(多い月で650件以上)行ったこと、また、開示担当課において他の業務が繁忙であり、かつ開示担当課及び関係先との開示不開示の判断等に係る調整・検討及び協議に相当の時間を要したため。
防衛装備庁	8	708	732	【諸外国の防衛装備品の取得に係るプロジェクト管理の制度等に関する文書等】 ○同日付の開示請求が同一の担当課に集中し、かつ請求対象となる行政文書が大量であったことから、文書の特定や不開示部分の精査等に時間を要したため。

事例表

審査請求事案の処理日数関係

(資料7～10)

○調査対象年度に審査会に諮問した事案のうち、審査請求を受けてから諮問までに90日超を要したもの（資料7）

		要した日数	要した日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
金融庁	1	168	168	【特定金融機関から届出のあった不祥事に関する文書等】 ○対象文書が大量であった上、審査請求後、諮問前に審査請求人から原処分後の事情変更を踏まえた類似の内容の開示請求が再度なされたことから、当初は当該開示請求の結果を待ってから諮問を行うことを検討していたため。 ⇒事案処理について早期に見通しを立てられるよう、関係職員間で情報共有を徹底する。
こども家庭庁	5	377	469	【旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金に関する文書】 ○担当課において、所管業務が著しく多忙であったことに加え、諮問に際し、諮問内容の精査・検討に多くの時間を要したため。 ⇒複数名でスケジュール管理を行うとともに、所管業務の繁忙の状況や案件の内容等を踏まえた進捗管理を徹底する。 【児童虐待防止対策の施策に関する文書等】 ○担当課において当時複数の開示請求及び審査請求を受けており、通常業務とも相まって著しく多忙であり、かつ、対応方針、方法の検討に時間を要したため。 ⇒審査請求窓口と担当課との連携を強化し事務処理状況に関する情報共有を行うとともに、所管業務の繁忙の状況や案件の内容等を踏まえた進行管理を行う。
法務省	137	102	825	【事故報告に関する文書】 ○審査請求に係る情報について、対象文書及び不開示箇所が多岐にわたり、他の行政機関等に確認するなど調査に時間を要したため。 ⇒審査請求受付の段階時、考慮すべき論点が多岐にわたることが推測された場合には、業務体制の調整及び進捗状況の把握を行いながら、速やかに諮問できるよう努める。 【職員に係る文書】 ○担当課室が著しく多忙であり、かつ、複数の不服申立て等を同時に処理しており、確認、検討等に時間を要したため。 ⇒審査請求受付後、速やかに事案の確認を行い、事案処理についての的確な見通しを立て、可能な限り効率的に事務処理を進めることができるよう徹底した。 【行政文書の特定に係る審査請求、不開示の決定に対する審査請求】 ○担当課室において所管業務や他の多数の開示請求等の対応が著しく多忙であったため。 ⇒必要に応じて業務分担を変更するなどして、審査請求の処理に専念できるための業務体制を取ることで、処理日数の短縮を図る。
出入国在留管理庁	2	105	106	【報道番組において言及された脅迫メールについて、警察に対して提出した被害届及び告発状】 ○担当課室において、開示請求業務及びその他所掌業務が多忙を極めており、かつ、諮問内容の精査・検討に時間を要したため。 ⇒事務処理についての的確な見通しを立てることができるよう、所掌業務全体の進行状況を係内で共有するとともに、事案の内容等に応じた振り分け及び進行状況の管理を徹底する。
外務省	39	92	1,738	【日米拡大抑止協議に係る文書等】 ○担当課において、同一請求人から大量の開示請求及び審査請求を受けており、所掌業務とも相まって著しく多忙であったこと、複数の審査請求案件を処理しなければならない上、対象文書の中には外交上極めて機微性が高い文書も少なくなく、請求内容及び原決定の妥当性の精査・検討に多くの時間を要したため。 ⇒担当課に対する連絡・情報共有等の強化、こまめな進捗状況の把握、必要に応じた作業への協力・支援等を行う。
厚生労働省	52	91	1,485	【旧海軍に関する援護関係文書】 ○情報公開窓口担当部署において、令和7年度当初、人事異動により当該事案の担当者が変更になった時点で、3件のうち2件は既に期限超過、1件は諮問期限間近であるにもかかわらず、事務引継ぎが適切に行われなかった。その後、他事案の処理に追われ、当該事案の事務処理に時間を要したため。 ⇒ 事案管理表により諮問事案の業務進捗を日々確認し、進行管理を徹底している。 【東海北陸厚生局の官庁訪問カード ※平成28年度の一部 等】 ○同時期に多数の審査請求が集中したことにより、事前審査資料の提出に遅れが生じたことに加え、事前審査が諮問期限後も継続したことから、諮問に必要な資料の整備及び決裁手続に時間を要したため。 ⇒審査請求が同時期に集中したことを踏まえ、進捗管理及び業務の平準化を徹底する。
経済産業省	1	131	131	【試掘申請に係る国保有の文書】 ○決裁を行う情報システムの改修に伴い、電子決裁が困難な状況が一定期間継続したことから、諮問に係る決裁に日数を要したため。 ⇒今後は決裁方法の代替手段を検討するなどし、期限内に速やかに諮問できるよう努める。

		要した日数	要した日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
特許庁	57	120	1,304	【特定職員の人事記録に関する文書等】 ○令和3年度から令和4年度までに大量の開示請求が行われ、これについて300件を超える審査請求が到達し、関係部署や他の行政機関等の関係者に確認する必要があり、審査請求に係る事務処理に時間を要したため。 ○令和7年度に受領した審査請求2件について、開示対象文書が著しく膨大であったため、情報公開法第11条の規定に基づき開示決定等の期限の特例を適用し、1回目の開示決定を令和7年3月に施行し、2回目の開示決定を令和8年1月までに行うため準備を進めていたところ、令和7年6月に1回目の開示決定に対する審査請求書が到達した。審査請求の内容を踏まえ、諮問内容だけでなく、2回目の開示決定における開示対象文書(約7,000枚)の開示箇所を判断するのに時間を要したため。 ⇒事務処理についての的確な見通しを立て、情報公開担当が関係部署に対してノウハウを活かした必要なサポートを行うなどして可能な限り効率的に事務処理を進めることができるよう努める。
国土交通省	31	91	1,050	【トンネル工事に関する文書等】 ○担当課の所管業務が多忙を極め、諮問に際し、諮問内容の精査・検討に時間を要したため。 ⇒情報公開窓口から、担当課における請求内容に対する精査・検討に資する情報提供に努めるとともに、事案処理についての的確な見通しを立てることができるよう、情報公開窓口と担当課との連携を強化し進行管理を徹底する。
観光庁	1	164	164	【観光DXに関する文書】 ○審査請求内容が不明確であったことから、請求内容の確認等に時間を要したこと及び当庁にて類似の審査請求事案がなく、関係課室等に確認を取る必要があり、約6か月を要したため。 ⇒事務処理フロー図等を作成し、審査請求を円滑に進められるような体制を構築した。
防衛省	910	92	2,838	【自衛隊の課程教育に関する文書等】 ○情報公開担当課室が、多数の開示請求を担当しているとともに、諮問準備中等の事案が大量に残っている状況であるところ、著しく多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要したため。 ⇒事務処理を最大限進めるため、類似の内容の審査請求をまとめて手続を行うなど、事務処理の効率化を図るとともに、関係職員間における情報共有の徹底、担当課室における体制の強化及び教育の拡充による諮問の位置付けについての認識・理解の徹底を図るなどし、速やかに諮問できるよう努める。

○調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの(資料8)

		要した日数	要した日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
カジノ管理委員会	14	435	791	【人事記録に関する文書等】 ○不開示決定に対する大量の審査請求が断続的になされるとともに、訴訟も同時に提起され、審査請求に係る事務処理が滞ることになったため。 ⇒開示請求、審査請求及び訴訟対応の進捗管理を行い、審査請求の事務処理の迅速化に努める。
消費者庁	4	104	203	【特定保健用食品(疾病リスク低減表示)の表示許可申請書類】 ○利害関係を有する第三者が存在する審査請求であり、同人に対し手続参加を求める通知を送り、参加人の意見を聴取する等の手続を要したため。 ⇒利害関係を有する第三者への通知や意見聴取等の手続を要する場合にも、計画的な手続の進行により、可能な限り早期の諮問を行えるよう努める。
法務省	34	123	553	【指示・達示に関する文書】 ○審査請求に係る事項について、関係部署への確認事項が多くあり、その調査及び検討に時間を要したため。 ⇒審査請求受付後の段階で、案件に応じた事務処理についての的確な見通しを立て、進捗状況を管理するなどして進行管理の徹底に努める。 【災害報告書に関する文書】 ○担当部署が著しく多忙であり、かつ、複数の審査請求を同時に処理しており、確認、検討等に時間を要したため。 ⇒審査請求受付後、速やかに事案の確認を行い、事案処理についての的確な見通しを立て、可能な限り効率的に事務処理を進めることができるよう徹底した。
外務省	32	239	4,418	【在沖縄米兵起訴に関する文書等】 ○担当課は、在日米軍等との連絡・調整など所掌業務が恒常的に多忙であることに加え、複数の審査請求案件を処理しなければならず、原決定の妥当性の精査・検討に多くの時間を要したため。 ⇒担当課に対する連絡・情報共有等を更に強化し、こまめな進捗状況所把握、必要に応じた作業への協力・支援等を行う。
財務省	4	2,790	2,867	【職員の服務に関する文書等】 ○同一事案に関して複数の開示請求及び複数の不服申し立てがあり、また、担当課において、その他の所掌業務が著しく繁忙であるため。 ⇒担当課内での事務処理状況を共有するとともに、所管事務の繁忙の状況や案件の内容等を踏まえた進行管理を行う。
厚生労働省	11	870	1,350	【新型コロナワクチン広報委託事業に関する文書等】 ○開示請求に係る文書を保有する課は、新型コロナワクチン接種に係る対応を行っており、事務担当・関係係いずれも会議開催等の本務の傍らで膨大な開示請求に対応していることから、十分な進捗管理や事務処理を行うことができなかったため。 ⇒令和5年度以降は、事務補佐員1人の増員をし、課内で進捗の共有を行い、期限内の処理に努めている。
特許庁	52	1,107	1,265	【工業所有権制度百年史関係に関する文書等】 ○令和3年度から令和4年度までに大量の開示請求が行われ、これについて300件を超える審査請求が到達し、関係部署や他の行政機関等の関係者に確認する必要があり、審査請求に係る事務処理に時間を要したため。 ⇒蓄積されている先例答申を参考にするほか、情報公開担当が関係部署に対してノウハウを活かした必要なサポートを行うなどの策を講じた結果、諮問件数は令和6年度の36件に対し、令和7年度は66件と処理スピードが上がっている。諮問内容の質を維持しつつ、引き続き効率的に事務処理を進めることができるよう努める。
国土交通省	16	104	1,058	【タクシー運賃改定についての文書等】 ○担当部署が著しく多忙であり、対応方針等の検討、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要したため。 ⇒事案処理についての的確な見通しを立てることができるよう、情報公開窓口と担当課との連携を強化し定期的に担当部署に進捗状況を確認するなど進行管理を徹底する。
防衛省	1,602	98	3,557	【自衛隊の部内向け図書に関する文書等】 ○関係部署との意見調整及び検討に時間を要しているとともに、大量の情報公開請求への対応をはじめ、諮問準備中等の事案が大量に残っており、情報公開担当課室の所掌事務が著しく多忙であるため。 ⇒事務処理を最大限進めるため、類似の内容の審査請求をまとめて手続を行うなど、事務処理の効率化を図るとともに、関係職員間における情報共有の徹底、担当課室における体制の強化及び教育の拡充による諮問の位置付けについての認識・理解の徹底を図るなどし、速やかに諮問できるよう努める。

○調査対象年度に行った裁決のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けてから裁決までに60日超を要したもの（資料9）

		要した日数	要した日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	60日以内に裁決できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
内閣官房	8	63	63	【安全保障に関する文書】 ○裁決に際し、答申の内容の精査・検討に時間を要したため。 ⇒今後は迅速な手続となるよう、担当課における進行管理を徹底する。
法務省	2	74	110	【登記を実行した法的根拠として保管している文書の不開示決定に関する審査請求】 ○担当課において、所管業務が多忙を極めていることから、検討に時間を要したため。 ⇒必要に応じて業務分担を変更するなどして、審査請求の処理に専念できるための業務体制を取ることで、処理日数の短縮を図る。 【筆界特定書に関する決裁文書等の一部不開示決定に関する審査請求】 ○対象文書が相当程度に大量であったことに加え、担当者の交替により、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき、個別具体的に開示、不開示のあてはめを行うのに時間を要したため。 ⇒対象文書が大量であっても、期限内に裁決することができるよう、要点の整理を計画的に実施した上で、担当者間の引継ぎを確実に実施する。
外務省	23	117	1,098	【核兵器不拡散条約に関する日米共同声明に係る文書等】 ○担当課は、国際会議の準備等で所掌業務が恒常的に多忙な上、審査会の答申が一度に40件余り集中し、この間担当職員2名で順次処理に努めたものの、処理すべき案件が膨大で処理が間に合わなかったため。 ⇒情報公開担当課と担当課の間では、今後とも連絡・情報共有等を一層緊密にし、答申書の作成等について協力して対応する。
厚生労働省	26	118	1,344	【特定医薬品の承認申請に関する承認申請書等】※当該文書に係る第三者による審査請求 ○審査請求の答申内容について、答申内容がイレギュラーであったことから、答申内容の精査及び対応方針の決定等までに時間を要したため。 ⇒関係部局と調整し、答申内容の精査を適切に行い、もって期限内に裁決を実施する。 【PCR検査に関する検討資料】 ○審査請求に係る文書を保有する課は新型コロナウイルスに係る対応を行っており、審査請求に係る事務担当者・関係係いずれも会議開催等の本務の傍らで膨大な不開示請求に対応していたことから、全てに対して十分な事務処理を行うことができなかったため。 ⇒担当内で進捗の共有を行い、優先順位を付けつつ処理に努めている。
経済産業省	2	65	65	【鉱山研修に関する文書】 ○決裁に際し、答申の内容の精査・検討及び関係部署との意見調整に時間を要したため。 ⇒スケジュール管理を徹底し、期限徒過とならないよう進捗管理を行うよう努める。
特許庁	74	60	378	【特定職員の人事記録に関する文書等】 ○令和3年度から令和4年度までにかけて、多数の開示請求に伴う審査請求が集中して提出されたことに加え、審査請求担当課において、慎重な検討を要する（情報公開案件ではない）複数の審査請求が同時期に集中して提出され、各案件に係る審査・関係部署への確認等の事務負担が増大し、審査請求に係る事務処理に時間を要したため。 ⇒事務処理の進行についての的確な見通しを立て、可能な限り効率的に事務処理を進めることができるよう努める。
国土交通省	6	61	938	【路線バスの事業報告書に関する文書等】 ○担当課においては、所管事業及び国会対応に多忙を極め、裁決に際し、答申の内容の精査・検討に時間を要したため。 ⇒事案処理についての的確な見通しを立てることができるよう、情報公開窓口と担当課との連携を強化し進行管理を徹底する。

○調査日現在、答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過しているもの(資料10)

		要した日数	要した日数	
行政機関名	件数(件)	最小(日)	最大(日)	60日以内に裁決できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
カジノ管理委員会	1	180	180	【人事記録に関する文書等】 ○不開示決定に対する大量の審査請求が断続的になされるとともに、訴訟も同時に提起され、裁決に係る事務処理が滞ることになったため。 ⇒開示請求、審査請求及び訴訟対応の進捗管理を行い、裁決の事務処理の迅速化に努める。
外務省	106	64	1,699	【多国間核軍縮核交渉に関する文書等】 ○担当課は、国際会議の準備等で所掌業務が恒常的に多忙な上、審査会の答申が多数集中し、この間担当職員2名で可能な限り処理に努めたものの、処理すべき案件が余りに膨大で処理が間に合わなかったため。 ⇒情報公開担当課と担当課の間では、今後とも連絡・情報共有等の意思疎通を一層緊密にし、未処理案件の処理に努めるとともに、裁決に向け協力して対応する。 【米国の「シンクタンク」に対する在米公館及び日本政府からの支出に関する文書等】 ○担当課の所掌業務が著しく多忙だったことに加え、関係部署が省内外等多数に及んだこと、裁決・決定においても、答申内容の精査・検討及び聴聞を視野に入れ、関係各所と定期的に会議を開催して調整に努めてはきたものの、調整が難航し多くの時間を要したため。また、審査請求を担当している担当官は、開示請求も同時に担当しており、恒常的に多数の開示請求を受けているため、作業に多くの時間が掛かったため。 ⇒長期にわたり裁決書の作成に至っていなかったため、情報公開担当課から担当課に対し、関連部署への精査・検討を依頼し結論を得よう強く働き掛けた。各部署からは、対応方針に関する感触を得ることができたため、速やかな裁決書の発出を目指すとともに、引き続き答申後の裁決書の発出については、よりきめ細やかな作業の日程管理・リマインド等を行い再発防止に努める。
厚生労働省	3	485	567	【新型コロナワクチン広報委託事業に関する文書等】 ○情報公開担当課と開示請求に係る文書を保有する課において答申が接頭しているにもかかわらず、適切な連絡が取れておらず、対応が遅れてしまったため。 ⇒事案処理についての的確な見通しを立てることができるよう、情報公開窓口と対象文書を保有する担当課との連携を強化し進行管理を徹底する。
特許庁	7	132	163	【特定職員の出勤簿等に関する文書等】 ○令和3年度及び令和4年度までに到達した審査請求について、個別案件の処理に時間を要したことから未処理案件が令和5年度に繰り越され、同年度の新規案件と併せて処理する必要が生じた。このため、各年度における処理量が累積し、事務処理能力を上回る業務量となった結果、審査請求に係る手続の進行に遅延が生じたため。 ⇒事務処理についての的確な見通しを立て、可能な限り効率的に事務処理を進めることができるよう努める。